

林業公社だより



第20号
2020.1

～森林の整備と適正な管理に努め、森林の公益的機能の維持増進を
図るとともに、農山村地域の雇用創出と林業振興に貢献します～

理事長あいさつ

(公財)山形県林業公社 理事長 今井 敏



今年度、公益財団法人山形県林業公社の理事長に就任いたしました今井敏です。

森林所有者、林業関係団体及び行政機関の皆様には、林業公社の運営につきまして、日ごろから格別のご理解・ご協力をいただいております。厚くお礼を申し上げます。

当公社は、昭和42年に設立されて以来、県内私有・人工林の13%にあたる、約15,600haの森林を造成するとともに、森林の適切な整備を通じて、農山村地域の雇用確保や所得向上にも貢献してまいりました。また、水源のかん養、県土の保全など、森林の公益的な機能を維持増進させ、県民の生活環境を守るとともに、近年は、搬出間伐の推進により、県産木材の安定供給の役割も果たしております。

このような中で、山形県では、地域の豊かな森林資源を活かして林業の振興と地域の活性化に取り組む「やまがた森林(モリ)ノミクス」を展開しており、林業公社の役割は今後ますます重要になってくるものと考えております。また、国が創設した森林経営管理制度に基づき、森林環境譲与税を活用した森林整備推進の役割を担うこととされた市町村の相談役となり、知恵を出し合う役割も公社に求められるようになるでしょう。

今後とも、林業公社の経営の健全化を図りながら、適正、かつ円滑な運営に努めてまいりますので、皆様の一層のご支援・ご協力をお願いいたします。

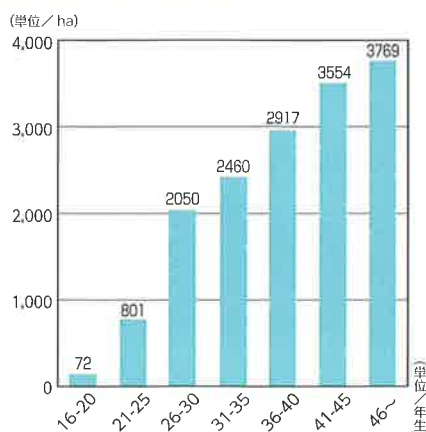
【林業公社の意義と役割】

- 山形県林業公社は、森林所有者と分収林契約を結び森林を造成し、森林の適切な管理を通じて水源かん養や県土の保全など森林の多面的機能の発揮により、県民の生活環境を守ります。
- 木材の安定供給を行い、地域の林業振興や雇用の創出、農山村経済の発展に貢献します。

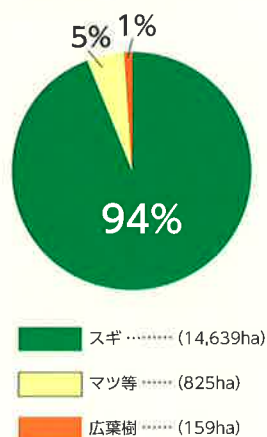
分収林の状況

- ・昭和42年の設立以来、造成・管理された分収林は15,623ha(うちスギ14,639ha:94%)で民有人工林の約13%を占めています。
- ・現在、40年生を超える森林が増えてきており、これからは利用間伐を推進する時期に来ております。
- ・林業公社では、国有林や地域の意欲のある事業者と連携し、間伐施業の集約化にも取り組んでいます。

【公社有林:林齢構成】



【樹種別面積】



平成30年度の森林整備事業

平成30年度は、県内49か所の補助事業による搬出間伐事業を中心とした森林整備を実施するとともに、将来の収穫期を見据えた基盤整備として、森林作業道の開設を積極的に行いました。

間伐材は、県内の集成材工場や製材工場、木質バイオマス発電などで利用され、木材の安定供給による森林(モリ)ノミクスの推進に貢献しております。

H30年度実績

- 搬出間伐：191.17ha
- 森林作業道開設：19.4km
- 間伐材生産：7.5千m³
- 木質バイオマス生産：5.6千m³



森林作業道の開設



間伐材の集材作業

列状間伐の取り組み

低コストで安全に間伐材を生産する方法として、列状間伐があります。しかし、山形県内の民有林では効果的な導入方法が不明などの理由から普及していない状況でした。

そこで、林業公社では、県や森林組合等からの協力をいただき、試験的に列状間伐を導入し、その効果の検証を行っているところです。

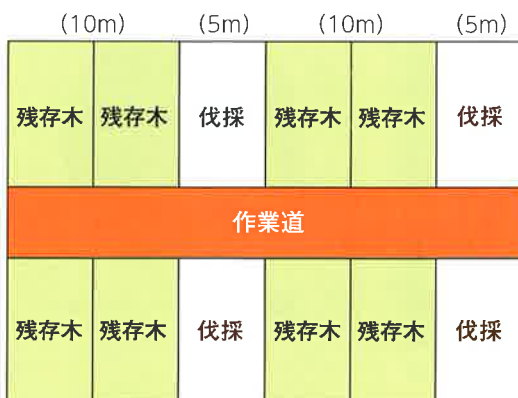
試験地は、村山と庄内の2地区で実施しました。村山地区の林地は50年生のスギで、面積は1ヘクタール、庄内地区の林地は90年生のスギで、面積約8ヘクタールの間伐を行いました。

列状間伐の実施内容は、幅10mを残存木とし5mを伐採するというものです。これを、作業道の上下に配置し、列内をチェーンソーで伐採。全木のままウィンチで作業道周辺に集材。これをプロセッサで集中的に造材し、フォワーダで土場に運びました。

結果として、施業を実施した森林組合からは、選木に迷わない、連続した作業ができるため効率が良い、かかり木がなく安全に伐採できるといった評価が得られ、生産性も約1割、間伐材の利用率も2割向上しました。

林業公社では、今後さらに効果検証を行うとともに、列状間伐のマニュアルを作成し関係者に情報提供しながら、森林整備の低コスト化に向けて、取り組んでまいります。

列状間伐のイメージ



羽黒荒川公社造林地にて(列状間伐後)



山形県林業公社の長伐期非皆伐施業

山形県林業公社の長伐期非皆伐施業は、主伐までの期間を最長90年とし、搬出（利用）間伐を繰り返し行うことで、木材販売収入を確保しながら形質の良好な森林へと育成するとともに、森林の公益的機能の維持増進を図るものです。

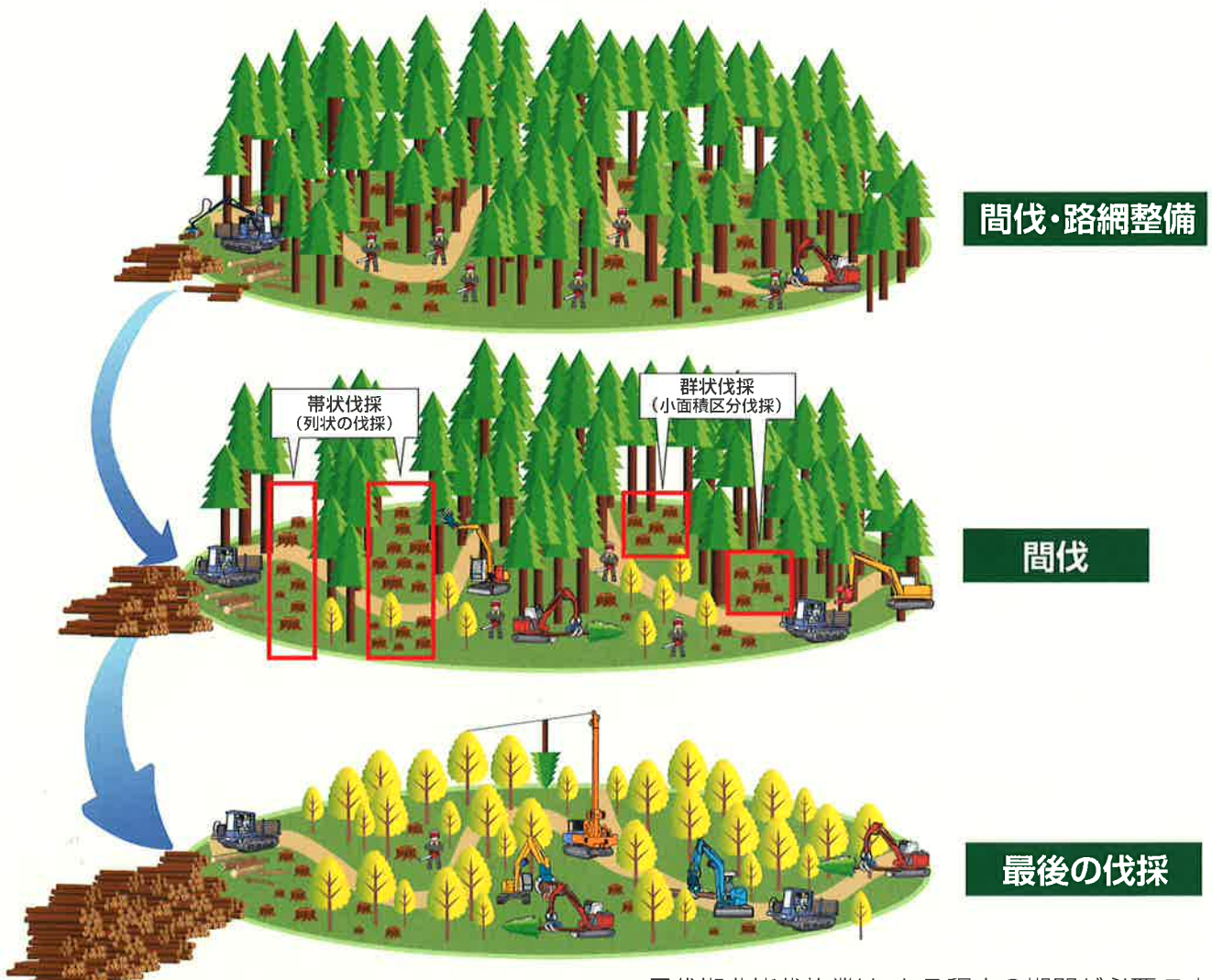
搬出間伐については、基本的に林齢の高い林地から、生育状況を加味して適切な時期を判断しながら主伐までの期間に3回程度行い、伐採材積・販売収入の確保と収益の還元に努めてまいります。

皆様のご理解をいただきながら、今後とも、分収林の適切で健全な管理・運営を行ってまいりますので、ご協力をお願いいたします。

長伐期非皆伐施業のメリット

- ① 繰り返し間伐を行うことで、残存木の成長を促し収穫できる総材積を増やします。
- ② 木材の収穫時期を分散・長期化することにより、木材価格の動向に応じて、有利な時期に適切な量を販売できます。
- ③ 間伐後の林地に広葉樹を誘導することにより、水源かん養や山地災害防止等の公益的機能がより効果的に発揮できます。

【長伐期非皆伐施業のイメージ】（一律に行うのではなく、森林の生育ステージに対応して実施します）



長伐期非皆伐施業は、ある程度の期間が必要です。

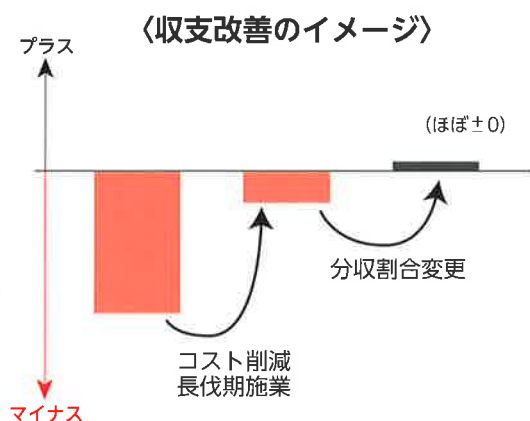
【契約者の方へ分収林契約変更のお願い】

現在、本格的な収穫(主伐)時期に至らない中、木材価格の低迷や労賃の高騰等により契約当時と社会状況が大きく変化し、安定的な林業経営が厳しい状況となっています。

林業公社では、人件費の削減や組織の簡素化、低利率資金への借換え、施業基準の見直しなど経営改善に取り組んでまいりましたが、財務状況の健全化と分収林事業の継続のためには、契約者の皆様に分収割合の変更や契約期間の延長をお願いせざるを得ない状況にあります。

(1) 分収割合の変更

これまで収益を上げるための経営改善を行ってまいりましたが、長期的な収支を改善するために分収割合の見直しをお願いしています。



現行	お願い
分収金 契約者分 40%	分収金 契約者分 30%
分収金 公社分 60%	分収金 公社分 70%

(2) 長伐期非皆伐施業の導入

間伐による収入を増やし林地の保全を図るため、契約期間を90年間とする変更をお願いします。

契約者・代表者・代理人の方へのお願い

1. 売買及び契約者等の異動等

- ① 契約土地を**売買**又は**担保**に入れる場合は、**事前に当公社の承認が必要**です。
- ② 契約土地を**相続・贈与・購入**された場合や、**代表者や代理人の変更**がある場合は、**速やかに当公社にご連絡**ください。
- ③ ほかの契約者の方への周知も併せてお願いいたします。

※契約関係書類等で不明瞭なことがありましたら当公社までご連絡ください。

発行：公益財団法人山形県林業公社
住所：〒990-2363 山形市大字長谷堂字馬場2265番
電話：023-666-6348 FAX:023-689-9348

ホームページ：<http://business3.plala.or.jp/y-rkousy/>
メールアドレス：y-ringyo@atlas.plala.or.jp

山形県林業公社

検索